

千葉県におけるコンプライアンス推進の取組

総務部行政改革推進課

1 コンプライアンス推進体制

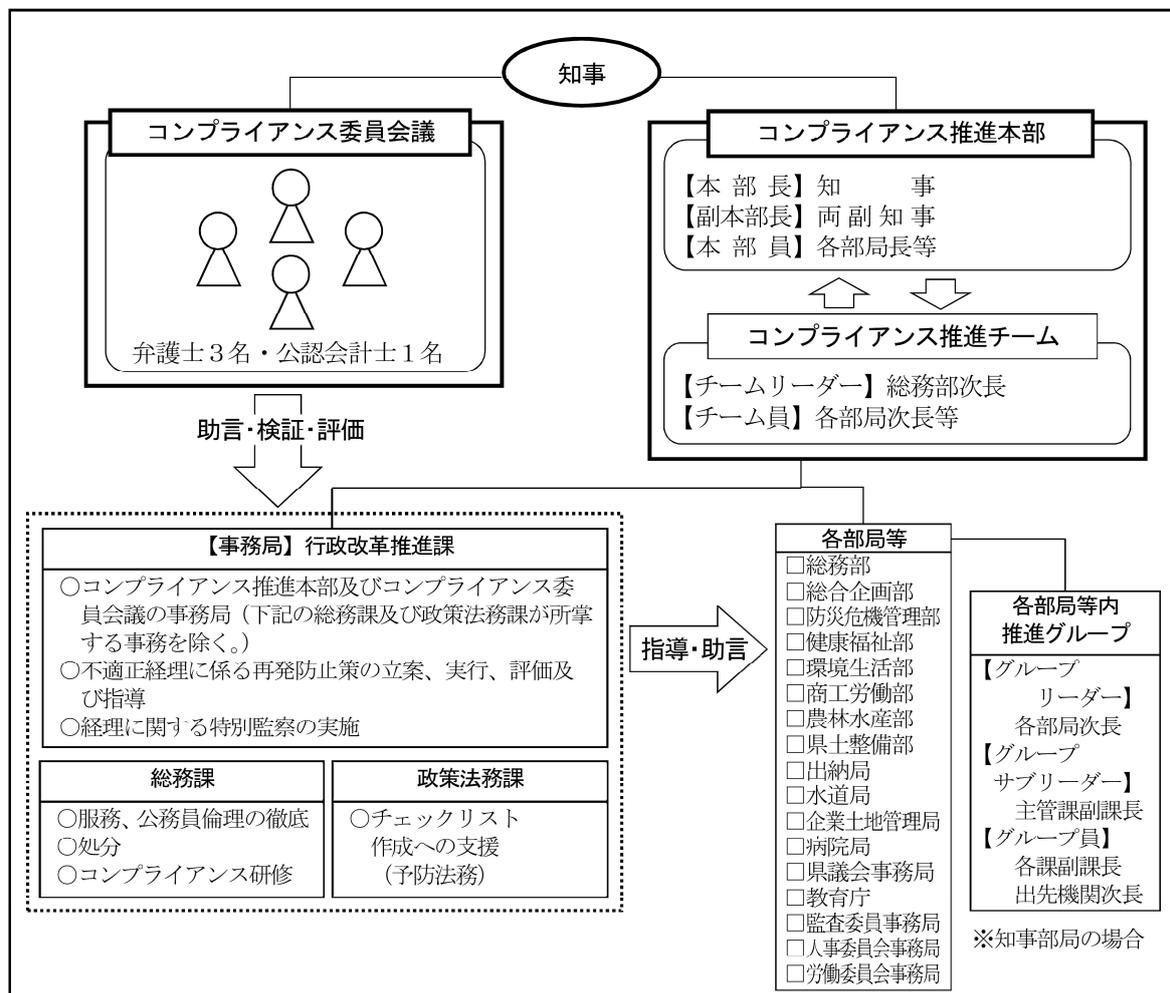
(1) コンプライアンス推進本部

- ①知事を本部長とする「コンプライアンス推進本部」、部局次長で構成する「コンプライアンス推進チーム」、部局次長をリーダーとする「部局内推進グループ」により、全庁的な推進体制を構築している。
- ②コンプライアンス推進グループ員（本庁副課長・出先機関次長）を核として、例年 8 月・9 月に実施する「コンプライアンス推進強化月間」において、職場研修や業務リスク点検を実施し、意識の徹底と事務処理の適正化を推進している。

(2) コンプライアンス委員会議

弁護士など外部有識者で構成する千葉県コンプライアンス委員会議を設置し、コンプライアンス推進取組に対する助言や検証を受けることで、効果的な取組を推進している。

【推進組織の全体像】



2 研 修

(1) コンプライアンス推進グループ員研修

日常の業務管理に加え、所属職員に対する職場研修や事務ミス等防止のための業務リスク点検が円滑に実施されるよう、コンプライアンスに関する研修を実施している。

〈平成 29 年度の実施概要〉

ア) 研修日程 7月13日(木)、14日(金)、19日(水)

※ いずれか1日(6時間)参加

イ) 対象者 本庁副課長・出先機関次長 266人(受講率91.7%)受講
(H28 268人、H27 269人)

ウ) 講師 行政改革推進課職員、外部専門講師

エ) 研修内容

- ・コンプライアンス違反や事務ミス事例の紹介とグループ討議
- ・研修テキスト(事務ミス未然防止・再発防止に向けて、汚職の防止に向けて)の活用方法紹介
- ・業務リスク点検の実施にあたっての留意点 等

(2) 職場研修

コンプライアンス推進グループ員が、不適正な経理処理問題の風化防止やコンプライアンス意識徹底のため、コンプライアンス推進グループ員研修テキストを活用するなどして実施している。

- ・H29 451所属で実施、延べ受講者数8,620人
- ・H28 449所属で実施、延べ受講者数8,886人
- ・H27 450所属で実施、延べ受講者数8,455人

(3) 階層別研修

職務別研修等において、職位に応じた研修を実施している。

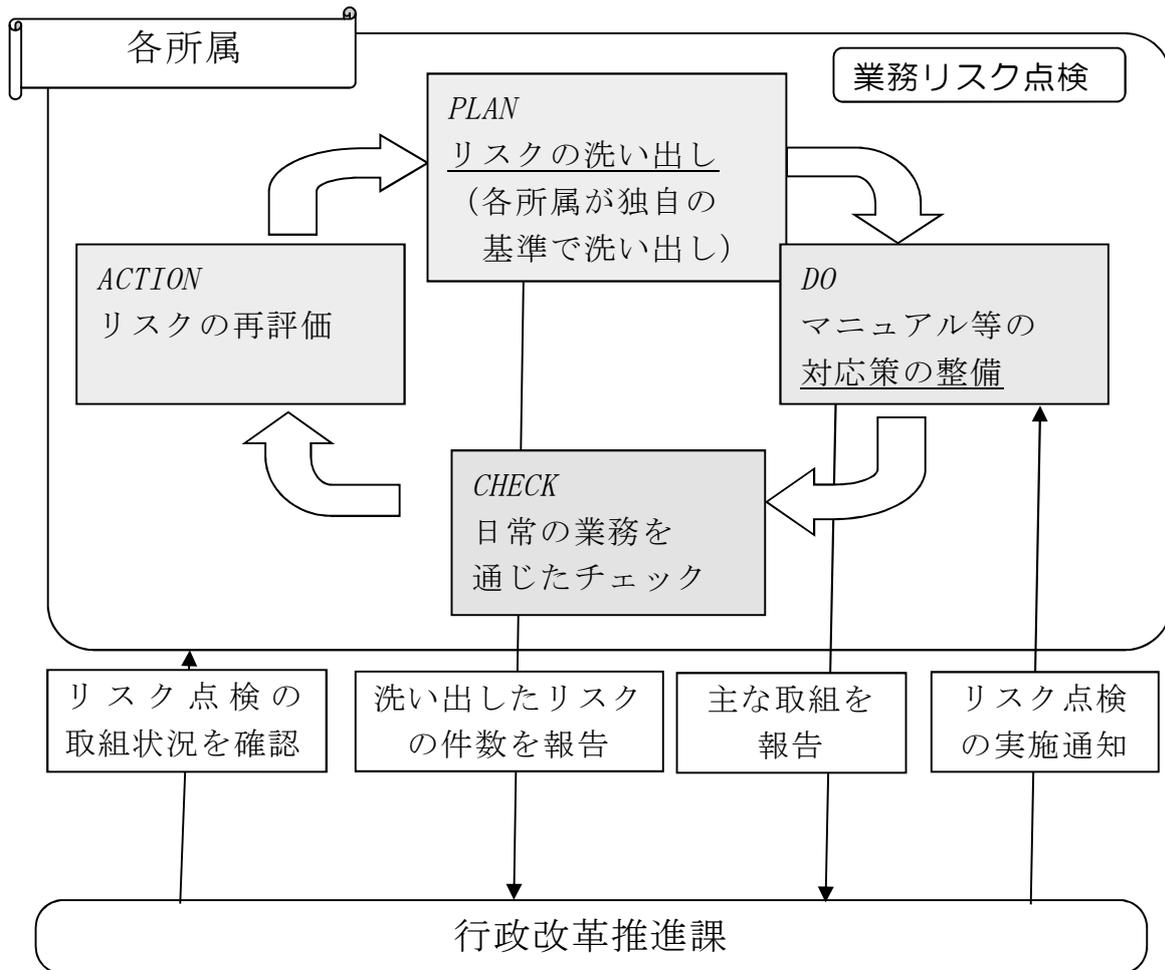
階層	内容	修了者数 (H29)	修了者数 (H28)	修了者数 (H27)
新任所属長	リスクマネジメント	91人	91人	78人
新任管理職		209人	197人	192人
班長級	コンプライアンス意識の 再確認等	214人	203人	257人
主査級		233人	207人	242人
新採職員(中途 採用職員含む)	千葉県コンプライアンス 基本指針の徹底	581人	521人	610人

3 業務リスク点検

(1) 業務リスク点検の目的

各職員が自身の担当する業務の中で、コンプライアンス違反や事務処理の誤りなど、業務に内在する潜在的なリスクをあらかじめ検証し、事前に対応方針を検討することで、職員の業務リスクに対する意識を高めるとともに、組織的に問題を早期に発見、対応できる体制を推進し、不祥事の未然防止と適正な業務執行の確保を図る。

〈実施スキーム〉



(2) 実施期間

平成 29 年 8 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日

(3) 実施状況

	所属数	職員数	取組件数	取組件数(H28)	取組件数(H27)
本庁	123	3,621 人	942 件	790 件	653 件
出先機関	328	6,935 人	2,200 件	1,915 件	1,732 件
合計	451	10,556 人	3,142 件	2,705 件	2,385 件

※警察本部の職員、県立学校の職員（事務職員を除く）、病院局の医療職職員を除く。

4 特別監察等

(1) 特別監察

① 経理に関する特別監察

消耗品費等の需用費、備品購入費、委託料などを中心に、全科目を対象として、出納局と連携を図りながら調査を実施し、不適正な経理処理問題の風化の防止を図っている。

② 金庫調査

支所・出張所等も対象に含め、預金通帳、現金、切手、有価証券等の管理状況に重点を置き、完全抜き打ちで実施している。

(2) 行政監察

各所属の業務の効率的かつ適正な執行体制の確立に向け、各部局等主管課の協力を得ながら、職務執行体制（班長等によるOJT・事務進捗管理・ダブルチェックなどの事務マネジメントの状況、文書紛失や情報漏えいへの組織的な対策の状況等）の検証、業務リスク点検の取組状況の検証など、経理事務以外を対象に実施している。

(3) 実施状況の推移

	H29	H28	H27
経理に関する特別監察	50 所属	43 所属	59 所属
金庫調査	34 所属	30 所属	—
行政監察	22 所属	23 所属	24 所属

5 内部通報制度

不祥事を未然に防止し、県民から信頼される公正な組織体制の確立を目的として、職員の法令違反行為や公正な職務を損なうおそれのある行為等に関する通報を受け付ける。

(1) 通報相談窓口

① 庁内窓口 行政改革推進課、教育総務課

② 外部窓口 4名（弁護士3、公認会計士1）

※平成22年1月、1名から4名に増員

(2) 通報できる者

① 職員（嘱託等含む）

② 県の事務執行に関わりのある方々（請負業者、物品納入業者等）

(3) 制度の周知

コンプライアンス推進グループ員研修で内部通報制度に関する資料の配布・説明を行い、職場研修を通じて各職員への周知を図るほか、HPへの掲載等を行っている。

(4) 通報件数の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
通報件数	3	1	1	4	6	3	5	4	5	9	8
受理件数	1	0	0	4	2	1	2	3	3	3	1

※通報が客観的事実に基づくものと認められない場合や、取下げの申出がある場合は不受理としている。